

昨年12月7日、京都アニメーション放火殺人事件の最終弁論が行われた。この裁判において弁護側は、現行の絞首刑を憲法の禁ずる「残酷な刑罰」に当たると主張している。死刑をめぐる問題は、執行方法を問わず残酷なものであるとして、それ自体の廃止を求める声も少なくない。

現行の死刑執行方法は、明治6年の太政官布告第65号「絞罪器械図式」に示されたものを基本としている。もちろん現在の方法は、器械の構造や材質などの面で若干の違いがある。しかし昭和36年の最高裁判決で

死刑の歴史と目的

さかのぼって徳川幕府の死刑を見ると、絞首刑こそ存在しないものの、斬首による下手人(げしゅにん)、死罪、獄門、槍で突く磔(はりつけ)、そして火あぶりによる火罪が用意されていた。かくも多種の死刑が用意された理由は、それぞれに処刑の目的があったからである。

たとえば磔や火罪などは、人々に見せることを目的とした死刑であった。江戸においてこれらの執行は、千住の小塚原および南品川の鈴ヶ森にある仕置場で執行された。両仕置場はそれぞれ、奥州街道や東海道(江戸の入り口)に位置しており、道ゆく人々にその様子を見せることで、犯罪の抑止効果を狙ったことがうかがわれる。処刑前に行

ようになったのである。

以上のように、刑の執行によって目指すべきものが異なるゆえに、江戸幕府刑法の死刑は多様であった。そしてかかる制度設計からは同時に、幕府という権力の統治意図を看取することもできる。

それでは、今日の絞首刑という制度の目的は、奈辺に存するのであろうか。一般予防や被害者感情の満足といった点は、とくに死刑存置論からその根拠として挙げられることもある。しかし、それがなぜ絞首刑という制度につながるのかについては、十分に説明されていない。こうした論点の欠如は、死刑に限らず刑罰全体に当てはまる問題でもある。刑法学は刑罰の目的も研究対象としているが、その成果が世論の形成や社会での議論に生かされているとは言い難い。

制度の目的に関するきちんとした議論なくしてその是非を論ずれば、一貫した制度設計を妨げることになりかねない。しかし、現にその社会を生きるわれわれにとって、既存の制度はともすれば所与のものに思われ、その目的などのより根源的な問題を考えるのは容易なことではない。

そこで、歴史的素養をもつことが有用となる。歴史はわれわれのなかで、いわば「もうひとつの軸」となり、現代を相対的、客観的に観察することを容易にするのである。

歴史が相対化する

現行制度

は、当該布告が現在でも有効であることが、死刑の合憲性とともて示されている。



名城大学法学部准教授
代田 清嗣

しろた・せいし 日本法制史(近世刑事法)。名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程修了。1989年生まれ。

われるいわゆる「市中引廻(ひきまわ)し」も、人通りの多い地区を重点的にまわるように順路が設定されている。

一方で下手人は、中世以来の自力救済に淵源(えんげん)をもつもので、かつては被害者側と加害者側との損害の均衡を図るために、被害者側に差し出される者を指す言葉であった。それが江戸時代には公刑罰となり、私的復讐の幕府による代行として捉えられる

